

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【公開番号】特開2012-1720(P2012-1720A)

【公開日】平成24年1月5日(2012.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2012-001

【出願番号】特願2011-132753(P2011-132753)

【国際特許分類】

C 08 G 18/80 (2006.01)

C 08 G 18/30 (2006.01)

【F I】

C 08 G 18/80

C 08 G 18/30

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

実質的にイソシアナートを含まずかつ実質的にホルムアルデヒドを含まない多コンポーネント組成物であって、

当該多コンポーネント組成物は第1コンポーネントとして、平均2.5以上のカルバマート官能基を有するポリカルバマート、および第2コンポーネントとして、ポリアルデヒドまたはそのアセタールもしくはヘミアセタールを含み、

当該多コンポーネント組成物は第1および第2コンポーネントが一緒にされたときに、反応して0~80未満の温度で硬化して架橋したポリウレタンを形成する組成物を形成するのに有効量の誘発剤をさらに含み、さらに、

当該多コンポーネント組成物の全コンポーネントが一緒にされる場合に得られる組成物は7.0以下のpHを有する、

多コンポーネント組成物。

【請求項2】

ポリアルデヒド、そのアセタールもしくはヘミアセタールが2~20個の炭素原子もしくは20個より多い炭素原子を有し、ただし20個より多い炭素原子を有するポリアルデヒドは10個の炭素原子ごとに少なくとも1つのアルデヒド基を有する、請求項1に記載の多コンポーネント組成物。

【請求項3】

ポリアルデヒドが(シス、トランス)-1,4-シクロヘキサンジカルボキシアルデヒド、(シス、トランス)-1,3-シクロヘキサンジカルボキシアルデヒドおよびその混合物から選択される、請求項2に記載の多コンポーネント組成物。

【請求項4】

誘発剤がルイス酸または6.0未満のpKaを有する酸である、請求項1に記載の多コンポーネント組成物。

【請求項5】

ポリカルバマートが1種以上のポリオールと非置換カルバミン酸アルキルエステルもしくは尿素との縮合生成物である、請求項1に記載の多コンポーネント組成物。

【請求項 6】

ポリオールがアクリル、飽和ポリエステル、アルキド、ポリエーテルまたはポリカルボナートである、請求項 5 に記載の多コンポーネント組成物。

【請求項 7】

第 1 コンポーネントのポリカルバマートが、カルバマート基の当量：ヒドロキシル官能基の当量数の比率 1 : 1 ~ 20 : 1 でカルバマート基およびヒドロキシル基を有する、請求項 5 に記載の多コンポーネント組成物。

【請求項 8】

硬化阻止剤をさらに含む、請求項 1 に記載の多コンポーネント組成物。

【請求項 9】

硬化阻止剤が水、アルコールまたはその混合物から選択される、請求項 8 に記載の多コンポーネント組成物。

【請求項 10】

多コンポーネント組成物から製造された硬化し乾燥した塗膜の可とう性、接着性もしくはその双方を増大させるために、組成物中の固形分の全重量を基準にして 3 ~ 20 重量 % の顔料をさらに含む、請求項 1 に記載の多コンポーネント組成物。

【請求項 11】

ポリカルバマート第 1 成分と、ポリアルルデヒドまたはそのアセタールもしくはヘミアセタール第 2 成分とを混合して、7.0 以下の pH を有する周囲温度硬化性組成物を形成し、並びに得られた組成物を 0 ~ 80 未満の温度で硬化させることを含み、前記周囲温度硬化性組成物は有効量の誘発剤を有する、架橋したポリウレタンを製造する方法。

【請求項 12】

少なくとも 1 種のジェミナルビス(ウレタン)基を有する請求項 11 に記載の方法により製造された架橋したポリウレタン。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

好ましくは、本発明の組成物の第 1 コンポーネントにおいては、ポリカルバマートは、例えば、1 種以上のポリオールと非置換カルバミン酸アルキルエステルもしくは尿素との縮合生成物である。好適なポリオールには、例えば、アクリル、飽和ポリエステル、アルキド、ポリエーテル、もしくはポリカルボナートポリオールが挙げられる。より好ましくは、ポリカルバマートはカルバマート基およびヒドロキシル基を、カルバマート基の当量：ヒドロキシル官能基の当量数の比率 1 : 1 ~ 20 : 1、または好ましくは、5.5 以上 : 4.5、または好ましくは、10 以下 : 1 で有する。この比率は、カルバマート官能基の平均数をポリカルバマートにおけるヒドロキシル官能基の平均数で割ることによって決定されうる。用語「ポリカルバマートにおけるヒドロキシル官能基の平均数」はポリオールから製造されたポリカルバマート中に残っているヒドロキシル基の平均数であり、ポリカルバマートのヒドロキシル滴定によってそのヒドロキシル数を決定し、次いで、ポリオールからのポリカルバマートの製造において反応してカルバマート基を形成したヒドロキシル基の数を計算し、このヒドロキシル数をポリオール中の当初のヒドロキシル基の数と比較することによって決定される数を意味する。